

「規制改革・民間開放3か年計画」所載事項に関する現状等について

平成17年1月27日現在

1. 規制改革・民間開放推進3か年計画 「II 重点計画事項 1 「規制改革推進のためのアクション・プラン」の適切な実行」所載の教育・研究事項

事項	措置時期等	現状等
<p>6 株式会社、NPO等による学校経営の解禁</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、中央教育審議会での検討の結論を踏まえ、引き続き検討を行う。」(Ⅲ教育ア⑤a)○ 「株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。」	<p>【平成16年度以降引き続き検討、できる限り速やかに結論】</p> <p>【平成16年度以降検討】</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 高等学校・幼稚園を対象として、地方公共団体と民間が協力して、公私協力学校法人を設立し、設置運営する「公設民営学校」を特区において制度化する。○ 構造改革特区本部評価委員会にて評価意見のとりまとめが行われたところ。

<p>7 大学・学部・学科の設置等の弾力化</p> <p>○ 「大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成16年6月までに結論を得る。」(Ⅲ教育ウ②a)</p> <p>○ 「大学を設置する学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和について、検討し、結論を得る。」(Ⅲ教育ウ②b)</p> <p>○ 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。」(Ⅲ教育ウ②c)</p>	<p>【平成16年6月までに検討・結論】</p> <p>【上記校地面積基準の結論を踏まえ、平成16年度中に結論】</p> <p>【平成16年度以降検討、できる限り速やかに結論】</p>	<p>○ 大学の校地面積基準については、未だ特区特例措置が活用された実績がないが、引き続き検討を進め、できるだけ早い時期に結論を得ることとしている。</p> <p>○ 大学の設置に係る校地の自己所有要件については、上記校地面積基準についての結論を踏まえ、検討・結論。</p> <p>○ 平成15年度から施行された届出制導入等の制度改正の結果、大学等の組織改編件数が急増。 212件 (H14認可) →374件 (H15認可 (185)・届出 (189))</p> <p>○ 平成16年度から、申請者の意向を踏まえて参考人を選任して審査の参考とする「参考人制度」の導入を試行。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 規制改革・民間開放推進3か年計画「Ⅱ 重点計画事項 5 教育・研究」所載事項

事項	措置時期等	現状等
<p>1. 国立大学法人の評価に基づく組織の見直し</p> <p>○ 中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化（Ⅲ教育ア④a）</p> <p>○ 国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、速やかに検討を開始し、結論を得る。（Ⅲ教育ア④b）</p>	<p>【可能な限り速やかに結論】</p> <p>【最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論】</p>	<p>○ 国立大学法人評価委員会において、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」を取りまとめた。（平成16年10月25日）</p> <p>○ 国立大学法人評価委員会の意見も聞きつつ、今後、中期目標期間終了までに検討し、結論を得る予定。</p>
<p>2. 教育主体の多様化</p> <p>（1）コミュニケーションの法制化</p> <p>○ 所要の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出（Ⅲ教育イ⑤）</p>	<p>【平成16年度中に措置】</p>	<p>○ 平成16年6月法案成立。同年9月施行。</p>

<p>(2) 構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法案を第 159 回国会に提出する等所要の措置を講ずる (Ⅲ教育イ①) ○ 見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知 (同上) ○ 委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進 (同上) 	<p>【第 159 回国会に法案提出等所要の措置】</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 16 年 5 月法案成立。平成 17 年 4 月施行予定。 ○ 平成 16 年 7 月、見直しの趣旨を通知で関係者に周知。 ○ 平成 16 年 9 月、委員名簿等の公開促進を会議にて周知。
<p>(3) 借入金による大学・学部等の設置等の容認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入金による施設及び設備の整備や経営に必要な財産の確保を認める (Ⅲ教育ウ⑦) 	<p>【平成 16 年度中に措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 16 年 3 月、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(文部科学省告示)を改正し、平成 17 年度に開設する大学等の設置に係る寄附行為及び寄附行為変更の認可申請の審査から実施している。
<p>3. 情報公開の促進</p> <p>(1) 学校法人における財務情報の開示促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける (Ⅲ教 	<p>【第 159 回国会に法案提出等所要の措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 16 年 5 月法案成立。平成 17 年 4 月施行予定。

<p>育ア③a)</p> <p>○ [上記書類の] 記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進 (同上)</p> <p>○ [上記の] 公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討 (Ⅲ教育ア③b)</p>	<p>(同上)</p> <p>【平成16年度以降継続的に検討】</p>	<p>○ 平成16年7月、インターネット等を活用したより積極的な情報公開の促進を関係者に通知。</p> <p>○ 財務情報の公開の方法や内容等について継続的に調査を行い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層の促進を図っている。本年度についても、平成17年3月に調査結果の通知等の措置を実施する予定。</p>
<p>(2) 学校法人会計制度の見直し</p> <p>○ 学校法人会計基準を改正 (Ⅲ教育ア②)</p>	<p>【平成16年度中に措置】</p>	<p>○ 現在、学校法人会計基準の改正について検討中。本年度中に改正予定。</p>
<p>(3) 大学の情報公開の促進</p> <p>○ 「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示す (Ⅲ教育ウ①a)</p> <p>○ これらの情報をホームページに掲載することを促進 (Ⅲ教育ウ①b)</p> <p>○ [上記の] 公開状況を毎年調査し、</p>	<p>【平成16年度中に措置】</p> <p>【平成16年度中に措置】</p> <p>【平成16年度以降継続的に実施】</p>	<p>○ 現在、中央教育審議会において「我が国の高等教育の将来像」の中で検討しているところであり、同検討を踏まえて、平成16年度中に通知等の措置を実施する予定。</p> <p>○ (同上)</p> <p>○ 大学における情報の積極的な提供に関する取</p>

<p>情報公開が進まない場合は、その更なる促進方を講ずる（Ⅲ教育ウ①c）</p>		<p>組について毎年調査を実施し、その結果をフィードバックすることにより取組の一層の促進を図っている。</p>
<p>(4) 学校の自己点検評価の促進</p> <p>○ 自己点検評価の実施や結果の公表を設置基準において義務付けることを含めた促進策を検討し、結論を得る（Ⅲ教育イ④）</p>	<p>【平成 16 年度中に検討・結論】</p>	<p>○ 本年 1 月、中央教育審議会・地方公教育行政部会において、自己評価の実施とその公表を義務づけること等を検討することが必要とのまとめを行ったところ。今後、平成 17 年度中に、この方針を踏まえ、さらに国と地方の役割分担など、義務教育の在り方全体との関係も考慮しつつ、必要な制度設計を行う予定。</p>
<p>4. 認証評価制度の改善</p> <p>○ 認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討を行い、その内容を認証基準において定める。（Ⅲ教育ウ③）</p>	<p>【平成 16 年度までに検討・措置】</p>	<p>○ 平成 16 年 3 月、「学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」を公布。同年 4 月施行。</p>

<p>5. 複数の評価機関の評価に基づく国立 大学法人の評価</p> <p>○ 国立大学法人評価委員会において 検討し、結論を得る（Ⅲ教育ウ④）</p>	<p>【国立大学法人設立後の最初の中期目 標終了時まで措置】</p>	<p>○ 中期目標終了時に係る評価方法等については、 国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与 機構において検討中。</p>
<p>6. 加配教員制度の改善等</p> <p>○ 都道府県教育委員会の判断で加配 定数を弾力的に活用することについ て可能なものから実施（Ⅲ教育イ⑥ a）</p> <p>○ 市町村立学校教職員給与負担法の 規定の見直しを検討し、結論を得る （Ⅲ教育イ⑥b）</p>	<p>【平成16年度中に措置】</p> <p>【平成16年度中に検討・結論】</p>	<p>○ 平成16年4月から加配定数の一層の弾力的 取扱いを可能とし、その趣旨を関係者に通知。</p> <p>○ 市町村費負担教職員任用事業の全国化につい ては、平成17年度中に措置し、平成18年度中 に全国展開予定。</p>

<p>7. 教科書採択地区の町村単位の設定の 容認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得る（Ⅲ教育イ⑦） 	<p>【平成 16 年度以降継続的に検討・逐次 実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県教育委員会に対し、市町村の意向を踏まえた採択地区の見直しを行うよう通知・会議等を通じて指導し、現行制度において採択地区の小規模化をさらに推進。（平成 15 年 4 月：5 4 4 地区 → 平成 17 年 1 月現在：5 7 9 地区）
<p>8. 飛び入学制度についての検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飛び入学制度の更なる弾力化などその解決策について検討を開始（Ⅲ教育ウ⑧） ○ 高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進める（Ⅲ教育イ②前段） ○ 学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める 	<p>【平成 16 年度から検討開始】</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年度飛び入学実施予定大学の状況等も踏まえつつ、検討中。 ○ 研究開発学校制度を活用した実践的な研究を行っている（平成 16 年度は 6 件）。 ○ 高等学校段階以下の、年齢の取り扱いも含めた学校教育制度の弾力化については、平成 16 年度より中央教育審議会において検討中。

<p>9. 国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得る（Ⅲ教育工⑤） 	<p>【遅くとも16年度中に結論】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会等の意見を聞きながら検討中。
<p>10. 競争的研究資金制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究費交付時期を年度当初に近づけるよう可能な限り早期化し、交付決定（Ⅲ教育工⑥a） ○ 例えば、費目額の30%の振替を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるようにする（Ⅲ教育工⑥b） ○ 必要に応じ全ての競争的研究資金制度が繰越明許できるよう措置を検討（Ⅲ教育工⑥c） 	<p>【平成16年度中に措置】</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続課題に関しては年度当初より執行可能であり、新規採択課題についても交付早期化に努めている。 ○ 科学研究費補助金、科学技術振興調整費に関して費目間振替等ができるようになってきている。科学技術振興機構における制度に関して、可能な範囲で費目間流用を認め、弾力的な研究を行っている。 ○ 科学研究費補助金、科学技術振興調整費に関しては繰越明許となっている。科学技術振興機構における制度に関しては、運営費交付金による弾力的な運用が可能である。

<p>○ 研究費の適正な経理・管理の徹底を図る（Ⅲ教育工⑥d）</p> <p>○ 不正行為の防止策を策定（Ⅲ教育工⑥e）</p>	<p>【平成16年度以降継続的に措置】</p> <p>【平成16年度中に措置】</p>	<p>○ 研究者、事務担当者等を対象として研究費の適正な経理・管理の徹底に関する説明会を開催している。</p> <p>○ 平成16年度の公募より、研究費を不正に使用した研究者については、一定期間、当該競争的資金に応募できない旨告示又は公募要領において規定している。（平成17年度募集以降当該が所管及び当省が所管する独立行政法人が運用する競争的資金制度のいずれかにおいて研究費の不正な使用を行った研究者については、すべての当省関連の競争的資金制度において、申請及び参加資格を制限することとしている。）</p>
------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------